

### 58年度水田利用再編対策

水田利用再編対策は、米の需給を均衡にさせ農産物の総合的な自給力の向上を図るため、昭和53年度から概ね10年間の計画でスタートし、第1期（昭和53年～55年）を終え、昭和58年度は第2期対策の最終年度に当たり、国は3年続きの不作により政府米在庫水準が低下していることから昭和58年度の転作目標面積を第2期中目標面積から軽減して配分を行いました。この措置によって本村の昭和58年度転作目標面積は第2期転作目標面積により30.8ヘクタール（57年度より27.7ヘクタール）軽減され183.8ヘクタールとなり、2月18日各農家へ仮配分を行いました。

水田転作を回避できない今日、水田利用再編対策の主旨にそい水田の汎用化を図り、転作田から収益を上げる努力が不可欠であります。このため農業関係者および各農家の創意を結集し、相互理解のうえにたつて「部落ぐるみの集団転作」を強力に推進しなければならぬものと思われま。

農家のみなさんには米のおかれている実情をご理解いただきご協力くださるようお願いいたします。

転作等目標面積	183.8ha
限度数量	88,609俵
（うるち米）	82,721俵
（もち米）	5,888俵

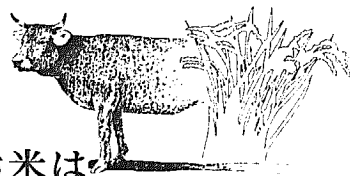
福祉年金・児童扶養手当／特別児童扶養手当は11日に振込まれます

今月11日に福祉年金などが郵便局に振込まれます。該当者は指定局でお受け取りください。

国民年金保険料  
— 5,820円に  
国民年金の保険料がこの4月から1ヵ月5,820円に引き上げられます。健全な年金財政を維持するためご理解とご協力をお願いします。

お米には、いろいろな栄養素が含まれています。日ごろ口にしている白米を例にとると、七七％のデンプン（炭水化物）と約七％のタンパク質、それにビタミンやミネラルなどの栄養素が、あの小さな粒の中につまっています。また、お米は植物性タンパク質としてすぐれた栄養価をもっています。卵をもっとも理想的なタンパク質として一〇〇の単位で表わすと、お米のタンパク質は七七で、畑の

### 日本の主食・米 1米と栄養



お米は、田んぼの牛肉。

肉といわれる大豆の五五を大きく上回り、牛肉と肩をならべています。最近、日本人の食生活は米ばなれの傾向にあるといわれますが、植物性のタンパク質の豊かな米を、もっと見直したいですね。

### 電話の移転はお早めに

四・五月は、転動などによる引越しのシーズンです。この季節には、電話移転の申し込みが集中します。遅れて申し込みますと、ご希望の日に取りはずしや、取付工事ができない場合もあり、ご迷惑をおかけすることがあります。引越しの日が決まりましたら、お早めに電話局まで移転の手続きにおいでください。コンテナの荷物が転居地に着きますと、さっそく電話が大活躍します。

巻電報電話局



## 犬の登録と 狂犬病予防注射

昭和58年度の犬の登録と第1回予防注射を行います。あなたの愛犬もお近くの会場で必ず受けてください。

〔村内日程〕

日	会場	時間
4月11日(月)	間瀬支所	10:00~10:30
	岩室公会堂	11:00~11:30
	岩室村農協	12:30~13:00
	岩室村役場	13:30~15:00

▷料金… 3,710円（登録料2,100円、注射料1,250円、注射済証360円。つり銭のいらないように小銭をご用意ください。）

- ▷持ち物… 印鑑と愛犬手帳
- ▷愛犬が病気、妊娠などで当日注射を受けられない場合は、後日個別注射を受けてください。
- ▷不用犬の引き取り… 注射会場ではやむを得ない事情で飼えなくなった犬（不用犬）の引き取りはしませんのでご注意ください。
- ▷問い合わせ… 役場住民福祉課（☎④111）へ。

# 県議選挙 4月10日

# 村長選挙 4月24日

■入場券を忘れずに…入場券は近日中に ■あなたの投票所は…入場券に印刷してお届けします。投票の際は忘れずに。 ■ある投票所が、あなたの投票所です。

### 県議議員一般選挙

▽永久選挙人名簿の選挙時登録は次の人が登録・抹消されます。  
登録基準日 三月二十七日  
登録日 三月二十八日

▽新規に登録される人—①満二十歳になる人（昭和三十八年四月十一日以前に生まれた人）  
②転入した人（昭和五十七年十二月二十七日以前に岩室村に住民登録された人または住民登録がしてあり、引き続き住んでいる人）  
▽抹消される人—①死亡された人 ②転出された人（昭和五十七年十二月八日までに転出届をされた人）

十七年十二月八日までに転出届をされた人）  
なお、去年十二月二十八日以降に県内他市町村から転入した人は、前住所地で投票できます。この場合は、引き続き県内に在住している証明書が必要で役場戸籍窓口で交付を受けてください。

### 岩室村長選挙

▽永久選挙人名簿の選挙時登録は次の人が登録・抹消されます。  
登録基準日 四月十五日  
登録日 四月十六日

▽新規に登録される人—①満二十歳になる人（昭和三十八年四月二十五日以前に生まれた人）  
②転入した人（昭和五十八年一月十五日以前に岩室村に住民登録された人または住民登録がしてあり、引き続き住んでいる人）  
▽抹消される人—①死亡された人

### 立会演説会

■とき…四月五日(火) 午後七時  
■ところ…村民体育館

### 立候補予定者

### 説明会

任期満了により行われる村長選挙の立候補受付事務の円滑な処理を行うため、立候補を予定されている人を対象に説明会を行いますので、予定者は一人につき二人以内の範囲で必ずご出席ください。

▽日時：四月八日(金) 午後二時

▽場所：岩室村役場 議場

### 【説明内容】

- ①立候補届出の受付方法
  - ②届出必要書類の記載内容など
  - ③選挙公営物資、各種証明書の交付手続きおよび使用方法
  - ④選挙運動に関する届出事項
  - ⑤選挙運動費用の制限額
  - ⑥その他
- 事前に交付できる書類は当日交付します。

戸籍の  
謄・抄本一通三〇〇円  
除籍は五〇〇円に改正

戸籍関係の手数料は昭和五十一年以来据え置かれていたが、最近における物価増大、戸籍謄抄本交付のコピー代金などの値上りなどから交付等に要する費用が村財政を圧迫している現状です。このため戸籍手数料が今月一日から左表のように改正されました。

今後よりよいコピー機器の導入などによりさらに迅速な窓口サービスに努め、みなさんの利便を図ります。ぜひ今回の手数料改正にご理解をお願いします。

戸籍の謄本または抄本の交付	1通につき	300円 (200)
除かれた戸籍の謄本または抄本の交付	1通につき	500円 (300)
戸籍に記載した事項に関する証明	1件につき	200円 (100)
除かれた戸籍に記載した事項に関する事項	1件につき	300円 (200)

※（ ）内の手数料は改正前のものです。